

事業報告書

第11期 (2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

株式会社 日本政策投資銀行

2019年6月27日

財務大臣 殿

東京都千代田区大手町一丁目9番6号
株式会社 日本政策投資銀行
代表取締役社長 渡辺 一

2018年4月1日から2019年3月31日までの業務及び財産の状況を次のとおり
報告します。

目 次

第1 事業概況書	
1 事業の概要	7 株主総会の状況
2 業務別収支計算書	8 有価証券の内訳
3 営業所等の増減	9 貸倒引当金の状況
4 会社役員及び職員の増減	10 有形固定資産の内訳
5 会社役員の略歴及び所有自社株式	11 支払承諾の内訳
6 株主の状況	12 自己資本比率の状況
第2 貸借対照表	
第3 損益計算書	
第4 株主資本等変動計算書	
第5 個別注記表	

1 事業の概要

【金融経済環境】

当事業年度の世界経済は引き続き緩やかに成長しましたが、後半は米国や中国、欧州などで減速しました。米国では景気拡大が続きましたが、2017年末に実施された大規模減税効果が一服し、後半にかけて成長は減速しました。中国では構造改革や米国との貿易摩擦の影響などにより、成長ペースが鈍化しました。こうした中、欧州でも回復が緩やかとなりました。

我が国経済は、緩やかな回復が続きましたが、外需の弱含みにより、年度末に向けて足踏みとなりました。輸出は世界経済の減速により、年度後半に横ばいから弱含みしました。家計部門では、失業率が2%台半ばの低水準で推移するなど、良好な所得・雇用環境が続き、個人消費は緩やかに回復しました。企業部門では、収益が高水準を維持したことに加えて、人手不足や新技術やイノベーションへの対応などもあり、設備投資は増加しました。

金融面では、日本銀行が7月に長期金利目標の変動幅を拡大するなどの金融政策の修正を行い、長期金利は0.1%台に上昇しましたが、年明け以降は、米国金利が利上げ期待後退を受けて低下したことなどから、再びマイナスに低下しました。為替レートは、金融市場の混乱や米国での利上げ期待の後退などから、年始に一時1米ドル=107円程度まで円高が進みましたが、年度を通してみればおおむね1米ドル=110円を中心としたレンジ内で推移しました。

消費者物価（生鮮食品を除く。）は前年比で小幅な上昇を続けたものの、上昇を続けてきた原油等のエネルギー価格が秋ごろ急落し、年度後半には物価上昇幅がやや縮小しました。

【事業の経過及び成果】

<2018年度の概況について>

当行は、2008年10月1日の設立以降、日本政策投資銀行（以下、「旧DBJ」という。）の業務を基本としつつ、お客様の課題を解決する投融資一体型の金融サービスを提供すべく業務を行ってきております。

こうした中、当事業年度の概況は、以下のとおりとなりました。

融資業務におきましては、伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンス、メザニンファイナンス等の金融手法を活用した融資まで、多様化する資金調達ニーズに対応して参りました。当事業年度における融資額は3兆4,904億円となりました。

なお、危機対応業務による融資額につきましては、以下の<危機対応業務について>をご参照ください。

投資業務におきましては、事業拡大・成長戦略や財務基盤の整備等、お客様の抱える様々な課題に対して、長期的視点に基づき適切に対応して参りました。また、当行は、2015年5月20日に公布・施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（平成27年法律第23号。以下「平成27年改正法」という。）に基づき、我が国の企業競争力強化や地域活性化の観点から、成長マネー（資本性資金・メザニン等）の供給を時限的・集中的に強化する取組として、2013年3月に創設した競争力強化ファンドを承継し、特定投資業務を開始しております。これらの取組も含め、当事業年度における投資額は3,004億円となりました。

コンサルティング／アドバイザー業務におきましては、旧DBJより培って参りましたネットワーク等を活かし、多様な業種・事業規模のお客様の競争力強化や、地域経済活性化に寄与する案件等について、コンサルティングを行い、アドバイザーとしてサポートを行って参りました。当事業年度における投融資関連手数料及びM&A等アドバイザーフィーは計121億円となりました。

また、当行子会社に関しましては、2018年10月にニューヨーク駐在員事務所を現地法人化し、当行100%子会社DBJ Americas Inc.として開業いたしました（設立は2018年7月）。米州地域における当行グループの事業展開のサポートを強化するとともに、現地における本邦企業の事業展開ニーズや本邦投資家の多様な資産運用ニーズにより幅広く対応すべく、ニューヨークに営業拠点を設けることにより、当行グループとして、投融資等サポート業務及びアドバイザー等お客様の広汎なニーズへお応えして参ります。

なお、当行におきましては、企業価値向上に向け、収益力の強化、自己調達基盤の拡充、ガバナンスの強化等に取り組んで参っております。

収益力の強化につきましては、複数の投資案件のEXIT等による利益の確保等もあり、以下のとおりの実績となっております。

（単位：億円）

	前事業年度	当事業年度	比較
業務粗利益	1,144	1,166	22
経常利益	1,203	1,168	△34
当期純利益	899	865	△34
単体総自己資本比率	15.45%	15.91%	0.45%
単体普通株式等Tier1比率	15.34%	15.84%	0.50%

自己調達基盤の拡充に関しましては、社債発行では、3年公募債、5年公募債及び10年公募債を中心とする四半期毎の定例発行を柱としつつ、市場動向や投資家需要に応じて超長期年限を含むスポット債を発行、またMTNプログラムに基づき外貨建て社債も発行（当事業年度における社債（財投機関債）による調達額5,494億円）するなど、取組を強化しております。特に、外貨建て社債に関しましては、社会的責任投資債市場の拡大と投資家ニーズの多様化を捉え、2018年10月に、DBJ環境格付融資、DBJ Green Building認証制度による認証付与物件向け融資、再生可能エネルギープロジェクト向け融資等に資金用途を限定したDBJサステナビリティボンドの4度目の発行にも取り組んでおります。更に、資金調達の多様化の一環として地域金融機関からのシンジケート・ローンをはじめ、借入による資金調達も継続的に実施しております（当事業年度における財政投融資を除く借入による

調達額4,463億円)。

また、ガバナンスにつきましては、平成27年改正法において、新たに特定投資業務や他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたこと等から、取締役会の諮問機関として、「特定投資業務モニタリング・ボード」を定期的開催するとともに、以前より設置していた「アドバイザリー・ボード」を改めて取締役会の諮問機関として位置づけ、その強化を図っております。

<危機対応業務について>

当行は、内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において必要な資金を供給すべく、政府が指定する金融機関（指定金融機関）として、2008年10月1日より危機対応業務を開始し、同年秋以降の世界的な金融・経済危機による企業の資金繰りの悪化に対する対応を実施しました。

大規模災害等への対応としましては、2011年3月11日に発生した「東日本大震災」や「平成28年熊本地震」において、震災発生以降、インフラ復旧や地場企業向けに支援を行っております。

なお、当行は、平成27年改正法に基づき、当分の間、危機対応業務を行う責務を有することとなっております。

危機対応業務の運営につきましては、危機認定が継続している場合であっても、危機事案に起因する事象が解消した段階で、その事案に関する危機対応業務は実施しないこととしております。

「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」や「東日本大震災に関する事案」等の危機対応業務への取組による2019年3月末における同業務の実績は、以下のとおりとなっております。

① 融資額：6兆2,161億円（1,149件）

（注1）2008年12月以降の危機対応業務としての累計融資額であり、同時点までに株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）からの信用供与を受けた金額であります。当事業年度における取組実績はありません。なお、2019年3月末における残高は1兆3,115億円であります。

（注2）「東日本大震災」に関する累計融資額は2兆7,914億円（178件）です。

（注3）リスク管理債権残高の危機対応業務に係る残高に対する比率は0.00%です。

② 損害担保：2,683億円（47件）

（注1）日本公庫より損害担保による信用の供与を受けた融資額及び出資額の合計金額であります。なお、2019年3月末における残高は7億円であります。

（注2）「東日本大震災」に関する融資額は19億円（7件）です。

（注3）当行の取引先であるマイクロンメモリジャパン合同会社（旧エルピーダメモリ株式会社）に対する債権等の一部については、日本公庫との間で損害担保取引に係る契約を締結しております。損害担保取引に係る契約を締結している当社に対する債権等としては、危機対応業務の実施による損害担保契約付融資額100億円のほか、「産業活力の

再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に定める認定事業者に対する出資額284億円（記載金額に利息、損害金等は含まれておりません。）があり、当行は日本公庫に対し、損害担保補償金合計277億円を請求し、既に支払いを受けております。なお、今後、補償金の支払いを受けた債権について元本に係る回収等を行ったときは、当該回収等に補てん割合を乗じた金額を日本公庫に納付（以下「回収納付」という。）します。

（注4）損害担保取引に係る契約に基づき、当事業年度において、当行が日本公庫より受領した補償金はありません。また、当行から日本公庫への回収納付の金額は4億円です。

（注5）2012年度以降における取組実績はありません。

③ C P購入額：3,610億円（68件）

（注1）2009年1月以降の危機対応業務としての累計C P購入額になります。なお、2019年3月末における残高はありません。

（注2）「東日本大震災」に関するC P購入はありません。

（注3）2010年度以降における取組実績はありません。

<2018年度（第11期）事業計画における実施方針に基づく危機対応業務の実施状況について>

当行は、平成27年改正法による当行に対する危機対応業務の責務化を受け、2018年度（第11期）事業計画において、危機対応業務の実施方針（以下「危機対応実施方針」という。）を定めており、当事業年度においては、当該危機対応実施方針に基づきセーフティネット機能を発揮すべく、適切に対応しております。

① 株式会社日本政策金融公庫法第2条第4号に規定する被害の発生時における対応の状況に関する事項

危機対応業務につきましては、東日本大震災や平成28年熊本地震にかかる危機等に関して、継続的に対応してきておりますが、当事業年度において、新たに危機認定された災害等はございません。

なお、今後、新たな危機認定事案が発生した場合には、相談窓口を設置するなど、危機対応実施方針に基づいて体制を整備し、速やかに対応を行って参ります。

危機認定事案につきましては、平成27年改正法による当行に対する危機対応業務の責務化の趣旨を十分に踏まえ、過去の対応等における経験や産業界・政府部門とのネットワークを活かし、引き続き指定金融機関として適時適切に対応して参ります。なお、危機対応にかかる取組実績については、上述の<危機対応業務について>をご参照ください。

② 株式会社日本政策金融公庫法第2条第4号に規定する被害の発生に備えた取組の状況に関する事項

当事業年度においては、平成27年改正法による危機対応業務の責務化の趣旨を踏まえ、所要の規程改正や相談窓口の設置などの体制整備等を実施しております。また、それら

の情報等については、当行内の連絡機会等を通じ各投融資業務担当部店等に周知徹底するなどの取組を実施してきております。

なお、当行は、2019年3月末時点において累計で106の金融機関と業務提携を締結しており、これらのネットワークを活かし、危機対応業務を含めた業務全般にかかる情報交換等を積極的に行っております。

③ その他危機対応業務の適確な実施に関する事項

危機対応業務に関しましては、これまで受けた2,065億2,900万円の政府出資等により、必要な財務基盤を確保しながら、危機対応実施方針に基づき、適確に業務を執行してきております。当事業年度における業績の概要については、【業績の概要】をご参照ください。

< 特定投資業務について >

平成27年改正法では、当行において、民間による成長資金の供給の促進を図るため、2020年度末までの間、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する出資等（特定投資業務）を集中的に実施し、2025年度末までに当該業務を完了するよう努めることとされており、政府による必要な出資等所要の措置が講じられております。

かかる特定投資業務は、我が国産業競争力の強化に向け、2013年3月に当行が自主的な取組として設立した「競争力強化ファンド」を強化させるものと考えております。当行としましては、休眠技術の活用や新たな連携の促進といった企業活動を引き続き支援するとともに、特に地域活性化や企業の競争力強化に資するリスクマネー供給に適切に取り組んで参ります。

特定投資業務の2019年3月末における投融資決定の実績としては、取組開始からの累計として、3,639億円（81件）となっております。なお、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令附則第2条に定める業務別収支計算書については、「2 業務別収支計算書」をご参照ください。

なお、特定投資業務に関し、法令に基づき、政策目的に沿って行われていること、民業補完・奨励及び適正な競争関係が確保されていること等について客観的な評価・監視等を実施するための体制整備として、金融資本市場や産業界など以下の社外有識者で構成される「特定投資業務モニタリング・ボード」を取締役会の諮問機関として設置しております。なお、当事業年度におきましては、2回開催しております。

社外有識者（五十音順、敬称略）

岩本 秀治（一般社団法人全国銀行協会副会長兼専務理事）
奥 正之（株式会社三井住友フィナンシャルグループ名誉顧問）
中西 勝則（株式会社静岡銀行代表取締役会長）
山内 孝（マツダ株式会社相談役）
横尾 敬介（株式会社IDIインフラストラクチャーズ取締役）
渡 文明（JXTGホールディングス株式会社名誉顧問）

<2018年度（第11期）事業計画における実施方針に基づく特定投資業務の実施状況について>

当行は、平成27年改正法により、民間による成長資金の供給の促進を図る目的で新たに特定投資業務が措置されたことを受け、2018年度（第11期）事業計画において、特定投資業務の実施方針（以下「特定投資実施方針」という。）を定めており、当事業年度においては、当該特定投資実施方針に基づき適切に対応を行い、成長資金の供給機能の発揮に努めております。

① 特定投資業務の実施に係る基本的な方針に基づく特定投資業務の実施状況に関する事項

特定投資業務につきましては、民間による成長資金の供給の促進を図るため限定的に講じられているものであることを踏まえ、特定投資実施方針に基づき、民業の補完または奨励の徹底、民間金融機関等の資金・能力の積極的な活用及び民間を中心とした資本市場の活性化の促進、「未来投資戦略2018」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」などの地域経済の活性化や我が国の企業の競争力の強化のために講じられる関係施策との適切な連携等に留意した業務運営を行い、投融資決定を行ってきております。特に地域向けの成長資金供給については、民間金融機関等との共同ファンドの組成（当事業年度においては4件（取組開始からの累計として18件）の共同ファンドを創設）等を通じた協働案件の発掘、組成によるノウハウシェアなどの連携の促進に努めております。なお、2019年3月末における特定投資業務の取組実績は、以下のとおりとなっております。併せて、上述の<特定投資業務について>もご参照ください。

特定投資業務の投融資決定の実績（2019年3月末現在）

3,639億円（81件） うち投融資実績額3,246億円

（注1）2019年3月末時点で、投融資実績額3,246億円に対して誘発された民間投融資額については総額1兆3,909億円となっており、民間金融機関・事業者・投資家等と協働した成長資金供給という目的に関し十分な達成が図られております。

（注2）投融資決定した81件のうち、個別案件への投融資決定件数は63件、共同ファンドの組成決定件数は18件（共同ファンドからの投融資決定件数は33件）となっております。なお、2018年度の特定投資業務の実績については、当行のホームページに掲載しております。（<https://www.dbj.jp/news/>）

（注3）投融資決定した案件のうち、特定投資指針（平成27年財務省告示第218号）二(2)②ア(7)に定める成長資金に係る当行の供給比率が50%を超える案件は、2019年3月末時点で3件あります。

（注4）投融資決定した案件のうち、特定投資指針（平成27年財務省告示第218号）二(2)②ア(4)に定める議決権に係る当行の割合が50%を超える案件は、2019年3月末時点で1件あります。

（注5）当事業年度において、エグジットまたは完済となった投融資案件は、共同ファンドからの投融資決定案件で1件あります。

② 一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の補完又は奨励に係る措置の実施状況に関する事項

当事業年度においては、民間金融機関等による資金供給のみでは十分な実施が困難な事業に対して率先して資金供給を行うこと、また、民間金融機関等からの出資等による資金を出来るだけ多く確保し協働による成長資金供給の成功事例を積み上げていくことなど、民業の補完または奨励に徹することについて、当行内の連絡機会等を通じ、各投資業務担当部店等に周知徹底するなどの取組を実施してきております。

③ 特定事業活動に対する金融機関その他の者による資金供給の促進に係る取組の状況に関する事項

民間金融機関等との協働による成長資金供給につき、平成27年改正法等を踏まえ講じた所要の規程や体制に基づき、適切に取り組んできております。

また、当行は、2019年3月末時点において累計で106の金融機関と業務提携を締結してあります。民間金融機関等とは、特定投資業務における取組実績での協働に加え、事業の成長や承継にかかるリスクマネー供給を目的とした共同ファンドの組成（当事業年度においては、特定投資業務として4件の共同ファンドを創設）等を通じて成長資金供給にかかるノウハウの共有や人材育成等に積極的に取り組んでおります。

④ 特定投資業務の実施状況に係る評価及び監視の結果を踏まえた対応の状況に関する事項

当事業年度に開催した「特定投資業務モニタリング・ボード」においては、特定投資業務に関して、その進捗及び地域案件への取組に対する評価と共に、その取組や制度について周知していくべきではないかとの意見が寄せられました。また、地域金融機関との共同ファンドについて他地域への更なる横展開への期待が表明された他、ファンド以外の個別案件においても民間金融機関からのリスクマネー供給を促進するように努められたいとの意見がありました。これを踏まえ、地域案件については、地域金融機関との共同ファンド経由の案件等を通じ、リスクマネー供給等に係るノウハウ提供等を引き続き行い、専門的知識を蓄えた人材の育成、地域のモデル案件の横展開を進めるとともに、当行が知見を有する産業分野での適切な事業性評価やリスクシェアの工夫等を通じて、民間金融機関等との協調によるリスクマネー供給拡大に努めて参ります。

なお、第八回会合も2019年6月3日に開催したところであり、その議論等につきましても、今後適時適切に特定投資業務の実施へ反映させて参ります。

⑤ その他特定投資業務の適確な実施に関する事項

特定投資業務における他の事業者との適正な競争関係の確保にかかる状況その他の特定投資業務の実施状況を検証するため、当事業年度においては、全国銀行協会、全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会（会員の民間金融機関を含む。以下「民間金融機関及び協会」という。）との間で、それぞれ2回（計6回）の意見交換会を実施しており、これを踏まえた議論等を「特定投資業務モニタリング・ボード」で実施してあります。

なお、民間金融機関及び協会とは、2019年5月にもそれぞれとの間で意見交換会を実施しており、それらを踏まえた議論等を「特定投資業務モニタリング・ボード」第八回会合において行ったところであり、その議論等については今後適時適切に特定投資業務の実施へ反映させて参ります。

<他の事業者との間の適正な競争関係の確保について>

当行が2008年10月に株式会社として設立されて以来、当行の経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関として「アドバイザリー・ボード」を設置しておりましたが、平成27年改正法において、当分の間、当行に対し、その業務を行うに当たって他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたことから、同ボードを改めて取締役会の諮問機関として位置づけ、民間金融機関との適正な競争関係の確保に関しても従来にも増して重要な事柄として審議・評価を行って頂くこととしております。なお、当事業年度におきましては、2回開催しております。同ボードは次の社外有識者及び社外取締役により構成されております。

社外有識者（五十音順、敬称略）

秋池 玲子（株式会社ボストン・コンサルティング・グループ シニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター）

奥 正之（株式会社三井住友フィナンシャルグループ名誉顧問）

釜 和明（株式会社IHI相談役）

中西 勝則（株式会社静岡銀行代表取締役会長）

根津 嘉澄（東武鉄道株式会社代表取締役社長）

社外取締役

三村 明夫（日本製鉄株式会社名誉会長）

植田 和男（共立女子大学新学部設置準備室長兼国際学部教授）

<2018年度（第11期）事業計画における他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る方針に基づく業務の実施状況について>

① 他の事業者との間の適正な競争関係の確保に配慮した業務運営の方針に基づく業務の実施状況

2018年度（第11期）事業計画に基づき、市場規律をゆがめたり、徒な規模拡大がなされないよう留意するなど、他の事業者との間の適正な競争関係の確保に向け、適切に業務を運営しております。

また、業務提携を締結している金融機関とのネットワークを活用し、当行の業務全般について情報交換等を常に行うことで、投融資等の協働等につながるようリレーションの強化にも努めております。

② 一般の金融機関その他の他の事業者の意見を業務運営に反映させるための取組の状況に関する事項

当行業務運営における他の事業者との適正な競争関係の確保にかかる状況その他の業務の実施状況を検証するため、当事業年度においては、民間金融機関及び協会との間で、計6回の意見交換会を実施しております。

意見交換会においては、適正な競争関係の観点で概ね問題はなく、連携・協働事例が多く実現されている点を評価する意見や、当意見交換会の取組を評価し、継続を期待する旨の意見がありました。連携・協働に関しては、セミナーの開催やマーケット分析等各種ノウハウの提供や、地域金融機関のESG・SDGsに関する取組のサポートに対する期待が寄せられ、また、引き続き民間水準の金利設定に留意し、適正な競争関係の確保に努めて欲しい旨の意見も寄せられました。今後も、地域毎のきめ細かな情報提供等を通じた民間金融機関との協働の推進と、市場規律を意識した業務運営に努めて参ります。

また、当事業年度に開催した「アドバイザー・ボード」においては、主に、特定投資業務については、業種や規模にかかわらず、民間のリスクマネー供給の促進につながるよう、地域金融機関や機関投資家にも裾野を広げることを意識して引き続き取り組むことを期待する旨の意見や、時流に流されない当行にとってのESG、SDGsを考えるべきとの旨の意見が寄せられました。これらを踏まえ、地域金融機関との協調で、リスクマネー供給等に係る積極的なノウハウ提供等を引き続き行い、専門的知識を蓄えた人材の育成、地域のモデル案件の横展開に努めて参ります。

より一層適切なモニタリングを行うとともに、引き続き意見交換会の実施等を通じて民間金融機関との協調や適正な競争関係に配慮した取組を推進することとしております。

なお、民間金融機関及び協会とは、2019年5月にもそれぞれとの間で意見交換会を実施しており、それらを踏まえた議論等を、2019年7月に開催する「アドバイザー・ボード」において行う予定であり、その議論等につきましても今後適時適切に業務運営へ反映させて参ります。

③ その他他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る取組の実施状況に関する事項

2018年度（第11期）事業計画に基づき、民間金融機関やファンド等多様な金融機関との連携強化を引き続き推進しております。

具体的には、特定投資業務における取組実績での協働に加え、事業の成長や承継等にかかるリスクマネー供給を目的とした共同ファンドの組成（当事業年度においては、民間金融機関等と6件の共同ファンドを創設）等を通じた連携に取り組んでいるほか、これまでに構築したネットワーク（2019年3月末時点において累計で106の金融機関と業務提携を締結等）を活用して、14の地域金融機関との間でPPP/PFIセミナーを共催するなど、様々な分野で情報交換等を行うことで、投融资等の協働機会の創出や各地域金融機関が注力する業務分野に応じた新たな業務提携の促進に努めております。

<地域活性化に関する取組の強化について>

当行は、地域のパートナーとして、地域に応じた活性化に貢献することを業務の重要課題としております。そこで、様々な課題に直面する地域での自立的な取組をより一層後押しするため、「地域創生プログラム」を創設し、地域活性化に取り組んでいます。

具体的な取組として、株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「PFI機構」という。）が中心となって取り組んでいるPPP/PFIの活用拡大については、当行としても①関係省庁（内閣府・国交省・総務省・文科省・厚労省等）との緊密な協働による各種情報発信・政策提言や地域プラットフォーム形成支援、②地方公共団体、地域金融機関等の方々を対象にした「PPP/PFI大学校」、「PPP/PFIセミナー」開催による当該分野の普及啓発や取組主体の裾野拡大、③公有資産マネジメント分野の取組支援、④インフラ分野、文教施設、国公有地活用等先導的なプロジェクトの支援など、PFI機構との連携を一層推進してきております。

加えて、これからの街づくりの中核施設として、周辺のエリアマネジメントを含む、複合的な機能を組み合わせたサステナブルな交流施設を「スマート・ベニュー®」という概念として提唱し、地域の交流空間としての多機能複合型施設整備に向けた情報発信及び相談対応等に注力しております。政府の「日本再興戦略2016」でも取り上げられており、当行では、スポーツ施設整備を検討している自治体等が主催するシンポジウムでの講演やスポーツ事業運営企業へのアドバイス等、情報発信や提言等を通じて、地域の一層の交流人口増大に寄与することを目指しております。

その他、従来型のインフラが担ってきた防災や環境の機能の一部を代替するものとして、近年注目を集めている「グリーンインフラ」の推進に向けた調査・提言に注力しています。グリーンインフラは、都市に緑地を増やすことで、都市の魅力やサステナビリティを高めるとともに、インフラ更新にともなう財政負担の軽減にもつながるものとして期待されており、国交省が開催したグリーンインフラ懇談会において、当行からグリーンファイナンスに関する話題提供を行いました。

また、当行では、日経地方創生フォーラム（主催：株式会社日本経済新聞社、共催：当行）等を通じ、地域に継承される伝統ものづくり技術を活用した地域産業の活性化「工芸イノベーション」についても、広く情報発信をするとともに、実際に産地の中核企業とともに、地場産業の活性化を推進しています。

ファイナンス面では、地域金融機関等と協働しファンド組成を通じたリスクマネー供給に係る取組を推進しており、2019年3月、「『ものづくりベンチャー企業』の量産化試作をサポートする『Makers Boot Camp』に対する支援を通じた、京都における『ものづくり企業』の活性化への取り組み」が、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が認定する「地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」に採択され、連携した6金融機関と共同で内閣府特命担当大臣（地方創生担当）より表彰を受けました。加えて、特定投資業務においても、「地域経済の自立的発展」を達成すべき政策目的としており、リスクマネー供給の観点での地域活性化にも積極的に取り組んでいます。

2018年度は全国各地で連続して大きな被害をもたらす災害が発生しましたが、当行では、全国に所在する支店・事務所ならびに本店関係部の密接な連携により、地域の災害対策に係る適切な初動対応を行うべく、「地域復興対策本部」を設置いたしました。同本部では、調査レポート「2018年自然災害からの復興と課題」を発行し、各地域における被害・復旧状況を改めて整理するとともに、産業に与えた影響として特にサプライチェーンとインバウンド観光に着目して分析し、災害からの復興とレジリエントな社会構築に向けた提言を行いました。また、初動対応時における被災事業者の緊急的な資金需要に対して機動的かつ迅速に対応すべく、「地域緊急対策プログラム」を創設した他、平成30年北海道胆振東部地震に関連する災害対応や地域力強化の支援を目的に、北海道の地域金融機関と共同で「北海道活力強化ファンド」を設立、平成30年7月豪雨においては、企業の復旧・復興を支援するため、株式会社地域経済活性化支援機構が中心となり設立した「西日本広域豪雨復興支援ファンド」に被災府県の地域金融機関とともに参画する等、被災地域の復旧・復興支援に取り組んでおります。

また、「地域貢献型M&Aプログラム」では、引き続き地域企業の経営基盤強化や地域のインフラ整備に資する取組等、地域の成長に資するM&A案件を支援してきております。

【業績の概要】

以上のような事業の経過のもと、当事業年度の業績につきましては、次のとおりとなりました。

資産の部合計につきましては、16兆8,273億円（前事業年度末比866億円増加）となりました。このうち貸出金は13兆631億円（同比1,889億円増加）となりました。

負債の部につきましては、13兆5,842億円（同比967億円減少）となりました。このうち、債券及び社債は5兆2,967億円（同比3,685億円増加）、借入金は7兆8,079億円（同比6,212億円減少）となりました。

また、支払承諾につきましては、2,732億円（同比714億円増加）となりました。

純資産の部につきましては、3兆2,430億円（同比1,834億円増加）となりました。

なお当行は、2018年6月の定時株主総会決議を経て、普通株式への配当（基準日／2018年3月31日、配当金総額221億円、1株当たり507円、配当性向24.95%）を行っております。

また、所有する上場有価証券等の評価損益に関しましては、その他有価証券評価差額金に計上しており、当該評価差額金は420億円（同比56億円減少）となりました。

損益の状況につきましては、経常収益は2,689億円（前事業年度比19億円増加）となりました。その内訳は、資金運用収益が1,880億円（同比14億円減少）、役務取引等収益が128億円（同比11億円増加）、その他業務収益が72億円（同比10億円増加）及びその他経常収益が608億円（同比12億円増加）となりました。

また、経常費用は1,521億円（同比53億円増加）となりました。その内訳は、資金調達費用が878億円（同比14億円減少）、役務取引等費用が1億円（同比1億円減少）、その他業務費用が35億円（同比0億円増加）、営業経費が509億円（同比29億円増加）及びその他経常費用が96億円（同比40億円増加）となりました。この結果、経常利益は1,168億円（同比34億円減少）となりました。

経常損益の内容としましては、資金運用収支については1,001億円（同比0億円減少）、役務取引等収支については127億円（同比13億円増加）、その他業務収支については37億円（同比10億円増加）となりました。なお、その他経常収支は511億円（同比27億円減少）と減益となりました。

これらにより、税引前当期純利益は1,168億円（同比34億円減少）となりました。

また、法人税、住民税及び事業税320億円（同比15億円減少）、法人税等調整額17億円（益）（前事業年度は32億円（益））を計上いたしました結果、当事業年度の当期純利益は865億円（前事業年度比34億円減少）となりました。

なお、貸出金等に関しましては、当行は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しております。その結果、「銀行法」に基づく開示債権（リスク管理債権）は514億円（前事業年度末比88億円減少）となり、リスク管理債権残高の総貸出金残高に対する比率は0.39%（同比0.07ポイント減少）となっております。

2 業務別収支計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	特定投資業務	特定投資業務 以外の業務	合計
経常収益	4,106	264,888	268,994
資金運用収益	2,787	185,263	188,051
役員取引等収益	1,010	11,843	12,854
その他業務収益	—	7,274	7,274
その他経常収益	307	60,507	60,814
経常費用	1,010	151,103	152,113
資金調達費用	—	87,896	87,896
役員取引等費用	24	80	105
その他業務費用	—	3,523	3,523
営業経費	751	50,160	50,912
その他経常費用	233	9,441	9,675
経常利益	3,095	113,785	116,880
特別利益	—	1	1
特別損失	—	33	33
税引前当期純利益	3,095	113,753	116,849
法人税等合計	782	29,566	30,348
当期純利益	2,313	84,187	86,500

(注記)

1. 業務別収支計算書及び注記の作成の基礎

業務別収支計算書及び注記は、株式会社日本政策投資銀行が、株式会社日本政策投資銀行法（以下「法」という。）附則第2条の19の規定により、特定投資業務と特定投資業務以外の業務の区分ごとの収支の状況及び、当該事業年度の末日において特定投資業務に係る利益又は損失としてその他利益剰余金を特定投資剰余金に振り替える額の算定の過程を記載した書類を財務大臣に提出するとともに、これを公表するために、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令附則第2条第1項に準拠し、作成している。

業務別収支計算書及び注記の作成に当たり採用した重要な会計方針は、以下の「2. 重要な会計方針」のとおりである。

2. 重要な会計方針

(整理方法)

(1) 次に掲げる収益又は費用は、次の方法により法附則第2条の19各号に掲げる業務に整理。

(i) 貸倒引当金戻入益及び貸倒引当金繰入額のうち一般貸倒引当金の繰入額及び取崩額 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る貸出金の額のうちそれぞれ一般貸倒引当金の計上対象となるものの期首及び期末の平均残高の額の比率により配分。

- (ii) 営業経費 特定投資業務に係る貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の期首及び期末の平均残高の額に株式会社日本政策投資銀行の平均営業経費の額（当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額を平均したものをいう。）を株式会社日本政策投資銀行の平均投融資残高の額（当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の期首及び期末の平均残高の額を平均したものをいう。）で除して得た比率を乗じて得た額（小数点以下を四捨五入するものとする。）を特定投資業務に係る営業経費の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る営業経費の額に整理。
- (iii) その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。）に係る営業経費及びこれに類する費用 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の当該事業者における期首及び期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理。
- (iv) その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。）に係る収益（特定投資業務に直接整理できるものを除く。） 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の当該事業者における期首及び期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理。
- (v) 法人税等合計 特定投資業務に係る税引前当期純利益又は税引前当期純損失の額に、特定投資業務に係る法人税法（昭和40年法律第34号）第23条第1項に規定する配当等の額及び同法第23条の2第1項に規定する剰余金の配当等の額を減少した額に法定実効税率を乗じて得た額を特定投資業務に係る法人税等合計の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の法人税等合計の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る法人税等合計の額に整理。
- (vi) 外貨建資産に係る為替差損益 特定投資業務のうち外貨建てで資産を計上しているものについては、当該業務に関する為替差損益を特定投資業務以外の業務に整理。
- (2) (1)に掲げる収益又は費用以外のものは、法附則第2条の19各号に掲げる業務に直接整理。

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社 日本政策投資銀行
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 波也人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	嶋田 篤行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石坂 武嗣

当監査法人は、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（以下、「省令」という）附則第2条第3項の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第11期事業年度の業務別収支計算書及び注記（以下併せて、「計算書」という）について監査を行った。

計算書に対する経営者の責任

経営者の責任は、省令附則第2条第1項に準拠して計算書を作成することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め計算書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書が、すべての重要な点において、省令附則第2条第1項に準拠して作成されているものと認める。

計算書の作成の基礎

計算書は、株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の19の規定により、財務大臣に提出するとともに、これを公表するために、省令附則第2条第1項に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

株式会社日本政策投資銀行は、上記の計算書のほかに、2019年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書を作成しており、当監査法人は、これらに対して2019年5月10日に別途、監査報告書を発行している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. 計算書は、株式会社日本政策投資銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第11期事業年度に係る財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記には含まれておりません。
3. 計算書は、有限責任監査法人トーマツによる会社法第436条第2項第1号の規定に基づく監査証明の対象ではありません。

3 営業所等の増減

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減 (△)
本 支 店	11	11	—
出 張 所	9	8	△1
計	20	19	△1

4 会社役員及び職員の増減

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減 (△)
取 締 役	10 うち社外(2)	10 うち社外(2)	—
会 計 参 与	—	—	—
監 査 役	5 うち社外(3)	5 うち社外(3)	—
執 行 役	—	—	—
会 社 役 員 計	15	15	—
常 務 執 行 役 員 (取 締 役 兼 務 者 を 除 く)	8	8	—
事 務 系	1,176	1,182	6
庶 務 系	6	4	△2
職 員 計	1,182	1,186	4
合 計	1,205	1,209	4

(注) 職員数は、当行から他社への出向者を除き、他社から当行への出向者を含んでおります。また、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

5 会社役員略歴及び所有自社株式

役職名	氏名又は名称(生年月日又は設立年月日)	略歴又は沿革	所有自社株式数(株)
取締役会長 (代表取締役)	木下 康司 (1957年3月28日生)	1979年4月 大蔵省入省 2013年6月 財務事務次官 2015年6月 当行代表取締役副社長・副社長執行役員 2018年6月 当行代表取締役会長(現職)	—
取締役社長 (代表取締役)	渡辺 一 (1958年10月31日生)	1981年4月 日本開発銀行入行 2004年6月 日本政策投資銀行秘書役 2007年6月 同行都市開発部長 2008年10月 当行都市開発部長 2009年6月 当行執行役員経営企画部長 2011年6月 当行取締役常務執行役員 2015年6月 当行代表取締役副社長・副社長執行役員 2018年6月 当行代表取締役社長(現職)	—
取締役副社長 (代表取締役)	菊池 伸 (1960年12月8日生)	1984年4月 日本開発銀行入行 2008年3月 日本政策投資銀行新事業・技術投資グループ長 2008年10月 当行新事業・技術投資グループ長 2009年6月 当行企業投資グループ長 2010年1月 株式会社日本航空インターナショナル(出向) 2010年4月 当行企業投資グループ長 2010年6月 当行執行役員企業投資グループ長兼投資開発グループ長 2011年5月 当行執行役員企業投資グループ長 2011年6月 当行執行役員経営企画部長 2013年6月 当行常務執行役員 2015年2月 当行取締役常務執行役員 2018年6月 当行代表取締役副社長(現職)	—
取締役 常務執行役員	富井 聡 (1962年11月7日生)	1985年4月 日本開発銀行入行 2008年3月 日本政策投資銀行 企業ファイナンスⅡグループ長 2008年10月 当行企業ファイナンスⅡグループ長 2009年6月 当行企業ファイナンスグループ長 2010年5月 当行執行役員企業ファイナンスグループ長 2011年6月 当行常務執行役員企業ファイナンスグループ長 2012年4月 当行常務執行役員企業投資グループ長 2014年3月 当行常務執行役員企業投資部長 2014年10月 当行常務執行役員 2015年6月 当行取締役常務執行役員(現職)	—
取締役 常務執行役員	福田 健吉 (1960年11月10日生)	1983年4月 日本開発銀行入行 2007年4月 日本政策投資銀行総務部審議役 2008年3月 同行経営企画部審議役 2008年10月 当行管理部長 2009年6月 当行中国支店長 2012年6月 当行執行役員人事部長 2014年6月 当行常務執行役員(関西支店長) 2016年6月 当行取締役常務執行役員(現職)	—

役職名	氏名又は名称(生年月日又は設立年月日)	略歴又は沿革	所有自社株式数(株)
取締役 常務執行役員	穴山 眞 (1963年3月14日生)	1986年4月 日本開発銀行入行 2010年6月 当行産業調査部担当部長 2011年6月 当行産業調査部長 2013年9月 当行執行役員業務企画部長 2015年6月 当行常務執行役員 2018年6月 当行取締役常務執行役員(現職)	—
取締役 常務執行役員	地下 誠二 (1963年5月16日生)	1986年4月 日本開発銀行入行 2010年6月 当行特命チーム部長 2011年12月 当行執行役員(特命担当) 2012年6月 当行特命担当執行役員 2013年6月 当行執行役員経営企画部長 2015年6月 当行常務執行役員 2018年6月 当行取締役常務執行役員(現職)	—
取締役 常務執行役員	山根 英一郎 (1965年12月15日生)	1988年4月 大蔵省入省 2017年7月 財務省大臣官房付兼内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)兼内閣官房行政改革推進本部事務局次長 2019年6月 当行取締役常務執行役員(現職)	—
取締役	三村 明夫 (1940年11月2日生)	1963年4月 富士製鐵株式会社(現 日本製鐵株式会社)入社 2000年4月 新日本製鐵株式会社(現 日本製鐵株式会社)代表取締役副社長 2003年4月 同社代表取締役社長 2008年4月 同社代表取締役会長 2008年10月 当行取締役(現職) 2012年10月 新日鐵住金株式会社(現 日本製鐵株式会社)取締役相談役 2013年6月 同社相談役 2013年11月 同社相談役名誉会長 2013年11月 東京商工会議所会頭(現職) 2013年11月 日本商工会議所会頭(現職) 2018年6月 新日鐵住金株式会社(現 日本製鐵株式会社)名誉会長(現職)	—
取締役	植田 和男 (1951年9月20日生)	1980年7月 ブリティッシュコロンビア大学経済学部助教授 1982年4月 大阪大学経済学部助教授 1989年4月 東京大学経済学部助教授 1993年3月 同大学経済学部教授 1998年4月 日本銀行政策委員会審議委員 2005年4月 東京大学経済学部教授 2008年10月 当行取締役(現職) 2017年4月 共立女子大学新学部設置準備室長兼国際学部教授(現職) 2017年4月 東京大学金融教育研究センターセンター長(現職)	—
常勤監査役	藏重 敦 (1963年7月8日生)	1986年4月 日本開発銀行入行 2010年6月 当行審査部担当部長 2011年6月 当行秘書室長 2013年6月 当行都市開発部長 2017年6月 当行常勤監査役(現職)	—

役職名	氏名又は名称(生年月日又は設立年月日)	略歴又は沿革	所有自社株式数(株)
常勤監査役	栗原 美津枝 (1964年4月7日生)	1987年4月 日本開発銀行入行 2011年5月 当行企業金融第4部医療・生活室長 2013年4月 当行企業金融第6部長 2015年2月 当行常勤監査役(現職)	—
常勤監査役	山崎 俊男 (1958年2月18日生)	1982年4月 住友信託銀行株式会社入社 2010年6月 同社執行役員梅田支店長 2012年4月 三井住友信託銀行株式会社執行役員梅田支店長 2013年5月 同社執行役員梅田支店長兼阪急梅田支店長 2014年4月 同社執行役員 2016年4月 同社常務執行役員 2017年4月 三井住友トラスト総合サービス株式会社代表取締役社長 2018年4月 同社顧問 2018年6月 当行常勤監査役(現職)	—
監査役	伊藤 眞 (1945年2月14日生)	1971年6月 名古屋大学法学部助教授 1983年10月 一橋大学法学部助教授 1985年4月 同大学法学部教授 1993年4月 東京大学大学院法学政治学研究科教授 2007年4月 早稲田大学大学院法務研究科客員教授 2007年4月 長島・大野・常松法律事務所顧問(現職) 2007年6月 東京大学名誉教授 2007年7月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2008年10月 当行監査役(現職) 2015年4月 日本大学大学院法務研究科客員教授(現職)	—
監査役	八田 進二 (1949年8月3日生)	1987年4月 富山女子短期大学商経学科助教授 1990年4月 駿河台大学経済学部助教授 1994年4月 同大学経済学部教授 2001年4月 青山学院大学経営学部教授 2005年4月 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授 2008年10月 当行監査役(現職) 2018年4月 青山学院大学名誉教授 2018年4月 大原大学院大学会計研究科教授(現職)	—
計	15名		—

(注) 当行では執行役員制度を導入しており、その構成は以下のとおりであります(取締役を兼務する執行役員を除く。)

常務執行役員 8名 海津 尚夫、池田 良直、杉元 宣文、清水 博、馬場崎 靖、岸本 道弘、
瀬川 隆盛、村上 努

執行役員 6名 竹ヶ原 啓介、玉越 茂、高澤 利康、窪田 昌一郎、松嶋 一重、北所 克史
なお、上記のほか、取締役のうち、5名は執行役員を兼務しております。

6 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割合
財務大臣	43,632千株	100.00%
計(1名)	43,632千株	100.00%

7 株主総会の状況

2018年6月28日に開催された株式会社日本政策投資銀行第10回定時株主総会の議事は以下のとおりであります。

報告事項 第10期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 資本準備金の額減少の件
- 第2号議案 剰余金処分の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

2018年6月28日付第10回定時株主総会において、報告事項は報告が完了し、決議事項については承認可決されております。

8 有価証券の内訳

(単位：百万円)

種 類	額面総額	当期末残高	当期末手元現在高
国 債	123,000	125,132	37,400
地 方 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	729,535	733,526	604,074
公 社 公 団 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
事 業 債	729,535	733,526	604,074
(社債のうち政府保証債)	(—)	(—)	(—)
株 式	407,441	452,755	425,725
銀 行 株 式	—	—	—
そ の 他	407,441	452,755	425,725
そ の 他 の 証 券	667,663	673,461	673,461
外 国 証 券	193,077	190,074	190,074
そ の 他	474,585	483,387	483,387
計	1,927,640	1,984,876	1,740,662

9 貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	繰入額	取崩額	純繰入額 (△純取崩額)	当期末残高	摘 要
一般貸倒引当金	13,835	21,932	△8,097	13,835	—
個別貸倒引当金	8,607	5,499	3,108	21,577	—
合 計	22,443	27,432	△4,989	35,412	—

(注) 上記の金額には、目的に従う取崩額は含まれておりません。

10 有形固定資産の内訳

(単位：百万円)

種 類	建物	土地	建設仮勘定	その他の有形固定資産
事業用	18,247	91,214	20	1,351
所有	—	—	—	—
計	18,247	91,214	20	1,351

(注) 1. 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額

事業用土地	—百万円
所有土地	—百万円

2. 建物、土地及びその他の有形固定資産に係る減損損失の合計額

事業用	—百万円
所有	—百万円

11 支払承諾の内訳

(単位：百万円)

種 類	当期末口数	当期末残高
手形引受	—	—
信用状	—	—
保証	50	273,239
計	50	273,239

12 自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

(自己資本比率の状況)

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、自己資本比率告示に基づく自己資本比率を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しており、マーケット・リスク規制は導入しておりません。

単体自己資本比率 (国際統一基準)

(単位：億円、%)

	2019年3月31日
1. 単体総自己資本比率 (4/7)	15.91
2. 単体Tier 1 比率 (5/7)	15.84
3. 単体普通株式等Tier 1 比率 (6/7)	15.84
4. 単体における総自己資本の額	32,015
5. 単体におけるTier 1 資本の額	31,877
6. 単体における普通株式等Tier 1 資本の額	31,877
7. リスク・アセットの額	201,210
8. 単体総所要自己資本額	16,096

第2 第11期末（2019年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け	959,585	債券	3,190,536
現金	4	売現先勘定	93,761
預け	959,581	借入	7,807,941
コーポレート	260,000	借入	7,807,941
金銭の信託	18,305	社債	2,106,213
有価証券	1,984,876	その他の負債	85,544
国債	125,132	未払法人税等	11,875
社債	733,526	未払費用	17,908
株	452,755	前受収益	305
その他の証券	673,461	金融派生商品	29,371
貸出	13,063,197	金融商品等受入担保金	14,066
証書貸付	13,063,197	資産除去債務	230
その他の資産	177,711	その他の負債	11,787
前払費用	2,659	賞与引当金	4,688
未収収益	24,970	役員賞与引当金	15
金融派生商品	57,468	退職給付引当金	6,355
金融商品等差入担保金	23,118	役員退職慰労引当金	115
その他の資産	69,494	繰延税金負債	15,882
有形固定資産	110,833	支払承諾	273,239
建物	18,247	負債の部合計	13,584,295
土地	91,214	（純資産の部）	
建設仮勘定	20	資本	1,000,424
その他の有形固定資産	1,351	危機対応準備金	206,529
無形固定資産	13,883	特定投資準備金	588,000
ソフトウェア	13,187	特定投資剰余金	5,412
その他の無形固定資産	695	資本剰余金	766,466
前払年金費用	1,215	資本準備金	766,466
支払承諾見返	273,239	利益剰余金	610,436
貸倒引当金	△35,412	その他利益剰余金	610,436
投資損失引当金	△46	別途積立金	526,249
		繰越利益剰余金	84,187
		株主資本合計	3,177,268
		その他有価証券評価差額金	42,079
		繰延ヘッジ損益	23,745
		評価・換算差額等合計	65,824
		純資産の部合計	3,243,093
資産の部合計	16,827,388	負債及び純資産の部合計	16,827,388

第3 第11期 [2018年4月1日から
2019年3月31日まで] 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収入	188,051	268,994
利息配当	152,860	
利息	27,814	
配当	100	
受入	27	
受入	7,263	
受入	△16	
受入	12,854	
受入	12,854	
受入	7,274	
受入	6,381	
受入	283	
受入	124	
受入	484	
受入	60,814	
受入	4,989	
受入	1,994	
受入	14,016	
受入	663	
受入	39,150	
経常費用	87,896	152,113
利息	37,676	
利息	△52	
利息	△62	
利息	45,257	
利息	317	
利息	4,766	
利息	△7	
利息	105	
利息	105	
利息	3,523	
利息	16	
利息	861	
利息	1,271	
利息	1,374	
利息	50,912	
利息	9,675	
利息	6	
利息	19	
利息	1,440	
利息	8,208	
経常利益		116,880
特別利益	1	1
特別損失		33
特別利益	33	
経常利益		116,849
法人税	32,068	
法人税	△1,719	
法人税		30,348
法人税		86,500

第4 第11期〔2018年4月1日から〕 株主資本等変動計算書
〔2019年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株主資本									株主資本合計
	資本金	危機対応 準備金	特定投資 準備金	特定投資 剰余金	資本剰余金		利益剰余金			
					資本準備 金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金	繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計	
別途積立 金	繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計								
当期首残高	1,000,424	206,529	330,000	3,099	895,466	895,466	459,721	88,650	548,371	2,983,890
当期変動額										
政府の出資			129,000							129,000
資本準備金から特定 投資準備金への振替			129,000		△129,000	△129,000				—
剰余金の配当								△22,121	△22,121	△22,121
別途積立金の積立							66,528	△66,528	—	—
当期純利益								86,500	86,500	86,500
その他利益剰余金から 特定投資剰余金への 振替				2,313				△2,313	△2,313	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）										
当期変動額合計	—	—	258,000	2,313	△129,000	△129,000	66,528	△4,463	62,065	193,378
当期末残高	1,000,424	206,529	588,000	5,412	766,466	766,466	526,249	84,187	610,436	3,177,268

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	47,773	28,018	75,791	3,059,681
当期変動額				
政府の出資				129,000
資本準備金から特定 投資準備金への振替				—
剰余金の配当				△22,121
別途積立金の積立				—
当期純利益				86,500
その他利益剰余金から 特定投資剰余金への 振替				—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	△5,693	△4,273	△9,967	△9,967
当期変動額合計	△5,693	△4,273	△9,967	183,411
当期末残高	42,079	23,745	65,824	3,243,093

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 4年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,332百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建債券・外貨建借入金・外貨建社債・外貨建有価証券及び外貨建貸出金

c. ヘッジ手段…外貨建直先負債

ヘッジ対象…外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしており、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引については、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 432,767百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に37,400百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は0百万円、延滞債権額は30,184百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は21,315百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,499百万円であります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 87,731百万円

担保資産に対応する債務

売現先勘定 93,761百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券129,452百万円及び貸出金1,147,624百万円を差し入れております。

出資先が第三者より借入を行うに当たり、その担保として有価証券27,030百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金34,284百万円を含んでおります。

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券701,289百万円の一般担保に供しております。

8. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,107,549百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが774,442百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 13,382百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は5,700百万円であります。

11. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。

(3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

12. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。

- (3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

13. 関係会社に対する金銭債権総額	289,512百万円
14. 関係会社に対する金銭債務総額	3,555百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|-----------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 11,442百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 384百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 1,755百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|---------------|-----------|
| その他の取引に係る費用総額 | 10,041百万円 |
|---------------|-----------|
2. その他の経常収益には、投資事業組合等利益35,130百万円を含んでおります。
3. その他の経常費用には、投資事業組合等損失5,230百万円を含んでおります。
4. 関連当事者との取引について記載すべき重要なものは、次のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣)	(被所有) 直接 100%	資金の借入等	出資の受入 (注1)	129,000	—	—
				資金の借入 (注2)	300,000	借入金	4,379,934
				借入金の返済	444,524		
				利息の支払	28,376	未払費用	9,677
				債務被保証 (注3)	3,102,852	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 出資の受入は特定投資業務に係るものであります。

2. 資金の借入は財政投融资特別会計からの借入であり、主に財政融資資金貸付金利が適用されております。最終償還日は2039年2月20日であります。なお、担保は提供しておりません。

3. 債務被保証は当行の債券に対して行われており、保証料の支払はありません。

4. 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定により、同法第2条第5号に定める危機対応業務に関連して、株式会社日本政策金融公庫から1,793,756百万円の借入金があります。

(2) 子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものはありません。

(3) 役員及び個人主要株主等

記載すべき重要なものではありません。

(株主資本等変動計算書関係)

特定投資剰余金に関する事項

利益剰余金のうち当該事業年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当該事業年度の末日において株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23第7項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は同法附則第2条の25第1項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2019年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券 (2019年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	70,321	77,085	6,763
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	265,195	269,052	3,857
	その他	43,363	43,781	418
	小計	378,880	389,919	11,039
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	50,140	49,785	△354
	その他	—	—	—
	小計	50,140	49,785	△354
合計		429,020	439,705	10,685

3. 子会社株式及び関連会社株式 (2019年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	35	2,822	2,787
合計	35	2,822	2,787

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	114,708
関連会社株式	37,454
合 計	152,162

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

4. その他有価証券 (2019年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	72,595	25,172	47,423
	債券	433,969	428,458	5,511
	国債	54,811	53,452	1,358
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	379,158	375,005	4,152
	その他	5,910	3,581	2,329
	小 計	512,475	457,211	55,263
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	7,896	10,005	△2,109
	債券	39,032	39,165	△133
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	39,032	39,165	△133
	その他	60,000	60,000	—
	小 計	106,929	109,171	△2,242
合 計		619,404	566,383	53,021

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	279,883
その他	564,370
合 計	844,253

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	25,807	13,214	—
債券	78,390	283	16
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	78,390	283	16
その他	4,345	802	—
合計	108,543	14,300	16

7. 保有目的を変更した有価証券

記載すべき重要なものはありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2019年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2019年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2019年3月31日現在）

	貸借対照表計 上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの （百万円）	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの （百万円）
その他の金銭の 信託	18,305	18,544	△239	—	239

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	14,502百万円
有価証券償却損金算入限度超過額	14,725
退職給付引当金	1,946
その他	12,225
繰延税金資産小計	43,399
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△30,469
評価性引当額小計	△30,469
繰延税金資産合計	12,929
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△16,730
繰延ヘッジ損益	△10,479
その他	△1,602
繰延税金負債合計	△28,812
繰延税金負債の純額	△15,882百万円

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度から適用し、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	62,794円17銭
1株当たりの当期純利益金額	1,955円97銭

(注)純資産額の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、貸借対照表に掲げる純資産の部の合計額から危機対応準備金、特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額及び特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額を除いた金額を普通株主に係る期末の純資産額としております。

当期純利益の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、損益計算書に掲げる当期純利益から特定投資業務に係る当期純利益のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額を除いた金額を普通株主に係る当期純利益としております。